

国民健康保険のお知らせ

被保険者証を送付します

現在お使いの「国民健康保険被保険者証」の有効期限は、7月31日(日)までです。新しい被保険者証は、7月末までに加入者全員分をまとめて、世帯主宛に郵送します(特定記録郵便)。被保険者証が届きましたら、記載内容をご確認いただき、8月1日(月)からは新しい被保険者証で受診してください。

※70歳以上75歳未満の方には、自己負担割合が記載された「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。

新型コロナウイルス感染症に係る減免制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主(主たる生計維持者)が死亡または重篤な傷病を負った世帯、あるいは一定程度収入が減少した世帯は、国民健康保険税(以下「国保税」)の減免に該当する場合があります。

▶対象となる国保税:令和4年度分(令和3年度末に資格を取得したことなどにより賦課される令和3年度相当分の国保税を含む)であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの

※特別徴収の場合は年金給付の支払日

▶申請方法:市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送もしくは国保年金課へ提出してください。インターネットから申請書を出力することが難しい場合は、国保年金課までお問い合わせいただければ、申請書を郵送します。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り「郵送」での申請にご協力ください。

▶申請期限:7月12日(火)から令和5年3月31日(金)まで(郵送必着)



市ホームページは
こちら

☎ 伊奈庁舎国保年金課 (内線4404、4410)

納税通知書を送付します

令和4年度国民健康保険税納税通知書(以下「納税通知書」)は、7月12日(火)に世帯主宛に発送予定です。納税通知書が届きましたら、税額や納付方法をご確認ください。

■納付方法

▶普通徴収(納付書払いまたは口座振替払い)の場合
同封の納付書または口座振替により、各納期限までに納付してください。口座振替の場合の振替日は、各納期限日になるので、それまでに預貯金残高をご確認ください。

▶特別徴収(年金天引き)の場合
年金支払いの際に保険税が差し引かれるため、ご自身での納付は必要ありません。

■年度の途中で75歳に到達する方

国保税は、75歳になる月の前月分までの税額となっており、75歳到達後の税額は含まれておりません(75歳からは後期高齢者医療制度に移行します)。

■所得の少ない世帯への軽減措置

世帯主および加入者の総所得金額の合計が一定の基準以下の場合、「均等割額」が軽減されます。なお、軽減を受けるための申請は不要です。

※所得状況の分からない方が世帯にいる場合は、軽減判定ができませんので、必ず所得の申告をしてください(申告についてのお問い合わせは、税務課へお願いします)。

■賦課限度額の引き上げ

国保税には年間の上限額(賦課限度額)が定められています。国の改正に合わせ、令和4年4月1日から次のように改正しています。

区分	改正前	改正後
基礎課税額	63万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	20万円
介護納付金課税額	17万円	17万円
計	99万円	102万円